年会費永年無料

「ばんえい十勝」サポートメンバーズ & クラブネッツ 全国共通ポイントカード

お申込み書

プライバシーマーク 10860647(02) JIS Q 15001:2006準拠
（株）クラブネッツは、プライバシーマークを取得し、個人情報の徹底管理を行っています。登録された会員個人情報（メルアドも含め）を、会員規約に記載以外の目的に使用しません。

ばんえい十勝サポート推進会議
(株)クラブネッツ、加盟店 御中

私は「ばんえい十勝」サポートメンバーズ・クラブネッツ共通ポイントシステム会員規約を承認の上、入会を申込みます。

カードID

			—				—				

入会日　年　月　日

氏名 ※必須	フリガナ 姓	名			
生年月日 ※必須	大正・昭和・平成　年	月	日	性別	男・女
住所 ※必須	〒□□□−□□□□ ←必ずご記入ください。 都道府県	市区郡	町村		
	※マンション名、棟名、部屋番号まで正確にご記入ください。				
電話 ※どちらか必須	携帯・自宅　−　−				
メールアドレス ※どちらか必須	携帯・PC　@				

メールアドレス登録でトクしよう！

1. お店でポイントがつくと、**最大500ポイントがもらえる**メールをお届け！
2. お店で1回でもポイントをつけた月は、抽選で**毎月50名様に1,000ポイントをプレゼント！**
3. 忘れがちな**ポイント残高を、月1回メールでお知らせ！**（ケータイ・PC対応）
4. 『ばんえい十勝』のホットな情報もお届けします。

キリトリセン

食べる・遊ぶ・お買い物はこれ一枚！ 共通ポイントだからドンドン貯まる！

居酒屋、美容室、ファッション、カフェ、カクテルバー etc.…
下のステッカーの貼ってあるお店で共通のポイントが貯まります。

全国8,000件以上の加盟店。目印はこのステッカー。

お買い物やお食事後、ご清算時にカードを出すとご利用に応じたポイントが付きます。

※ポイントの付与率はお店により異なります。
※金額に関わらず、一律ポイントのお店もあります。

ポイント貯めて、即キャッシュバック！他にもお得が盛り沢山！

2,000ポイント貯まったら、
加盟店で1,000円の現金と交換します。

10,000ポイントで 5,000円 GET!!

ポイント還元率

2,000ポイント	1,000円
4,000ポイント	2,000円
6,000ポイント	3,000円
8,000ポイント	4,000円

※キャッシュバックは、2,000ポイント単位となります。

各種ポイントと交換 Suicaポイントやドコモポイント、ANAのマイルなど

このカードで貯まるポイントはクラブネッツ共通ポイントなので、Suicaポイントや、ドコモポイント、ANAのマイルへ交換できます。また、ポイントオンのポンと交換して、ゆうちょ銀行で現金と交換したり、ヤマダポイントやLAWSONお買い物券、auポイント、Amazonギフト券、Edyなどとも交換できます。

Suicaポイント / DoCoMo プレミアクラブ / ANA / ゆうちょ銀行 / au by KDDI / LAWSON / YAMADA / amazon.co.jp / Edy / pointon

※Suicaポイントへの交換は、あらかじめSuicaポイントクラブへの会員登録（無料）が必要となります。※ドコモポイントへの交換は、ドコモプレミアクラブご入会の方のみとなります。※ANAのマイルへの交換は、ANAマイレージクラブご入会の方のみとなります。※Suicaポイント、ドコモポイント、ANAのマイルへの交換サービス以外は、ポイントオンへのご入会（無料）が必要です。ポイントオンは携帯電話のみご利用できます。
※「Suicaポイント」及び「Suicaポイントクラブ」はJR東日本の登録商標です。

お店の検索・ポイント・残高のチェックが簡単！

クラブネッツのPC・携帯サイトで加盟店がチェックできます。
また、あなた専用の「会員MyRoom」でポイント残高や利用履歴も確認できます。

http://www.clubnets.co.jp

→ケータイはこちら

※PC・ケータイ共通のURLです。
※キャッシュバック時や「会員MyRoom」アクセス時に暗証番号が必要です。
暗証番号は"1111"に設定されていますが「会員MyRoom」で変更できます。
「会員MyRoom」を見る：クラブネッツにアクセス→カードIDと暗証番号を入力→ログイン

メルアドの登録はお済みですか!? メルアドを登録で超お得！

メルアドの登録・変更時の再登録はこちらで→

登録時ポイント付メールをお届け！

entry@clubnets.co.jp

① 加盟店ご利用の度、**最大500ポイント**がもらえるプレゼントメールが届きます。
② 一回以上加盟店でポイントを付けた月は、**抽選で毎月50名に1,000ポイント**プレゼント。
③ 忘れがちなポイント残高を、月1回メールでお知らせ。

※ポイントをつけてもプレゼントメールが来ない場合や、空メール送信後に自動メールが来ない場合、お客様の携帯電話の「メール設定」で受信制限している可能性があります。指定受信解除し「clubnets.co.jp」が受信できるよう設定してください。

※最終ご利用日から1年間ポイントをつけないと、ポイントが失効します。ご注意下さい。

- 日常の消費活動で「ばんえい十勝」をバックアップ！
- 個人負担無しの応援システムに参加して得しちゃおう！
- いろんなお店でポイント貯めたら、お得が盛り沢山！

「ばんえい十勝」サポートメンバーズ & クラブネッツ全国共通ポイントカード

「ばんえい十勝」サポートメンバーズ・クラブネッツ共通ポイントシステム　会員約款

「ばんえい十勝」サポートメンバーズ・クラブネッツ共通ポイントシステム(以下「本システム」という)に参加登録した個人(以下「会員」という)は、本システムに定められた規則及び条件(以下「会員約款」という)に従うものとします。

第1条(用語の定義)
本約款において以下の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるとおりとします。
1. 会員が本システムを利用するに際しての規則を定めたこの本システム会員約款を「会員約款」といいます。
2. 本システム会員約款に基づき、株式会社クラブネッツ、有限会社グラスタイル及び有限会社グラスタイルが管理する第一次代理店「ばんえい十勝」サポート推進会議(以下「管理者」という)が会員に対して発行・貸与する本システムポイントカードを「本カード」といいます。
3. 本カードの申込書等により会員から提供される会員および会員の家族等の住所・氏名・性別・生年月日・電話番号等を「属性情報」といいます。
4. 会員の本システム利用により管理者に蓄積される属性情報以外の情報を「取引情報」といいます。

第2条(会員)
1. 会員とは、会員約款に基づき本システムの利用を希望して入会申込みをし、管理者より本カードの貸与を受けた者、もしくは管理者より会員番号を付与された者を会員といいます。
2. 会員は、管理者へ虚偽の届出をしてはなりません。虚偽の届出を原因として紛争・訴訟等が生じた場合、会員は自己の責任と費用でこれを処理します。
3. 管理者が他の会員組織を持つ事業者と合意し、当該事業者がその会員宛に本カードを送付する場合は、送付を受けた当該事業者の会員が会員約款を承認の上本システムを最初に利用したとき本システムの会員となります。なお、当該会員が本システムを最初に利用したとき本約款を承認したものとみなします。
4. 会員は、会員約款および管理者が定める関連する約款、条件、規則等(以下「約款等」という)に従い、本システムを利用するものとします。

第3条(「ばんえい十勝」サポートメンバーズ・クラブネッツ共通ポイントカード)
1. 本カードを発行する権利および本カードの所有権は管理者に帰属し、管理者が発行主体となります。
2. 本カードおよび本システムは会員本人のみが利用できます。
3. 会員は、本カードを譲渡・質入れ・貸与その他の処分をすることはできません。
4. 会員は、複数枚の本カードの貸与を受けることはできません。
5. 本カードの有効期間は、管理者が別途定めます。

第4条(暗証番号)
会員は本システム利用に関する暗証番号を管理者に届け出ることとし、暗証番号を本人以外の者に知られないよう管理するものとします。会員より暗証番号の届出が無い場合は、管理者が定めた仮暗証番号を発行することがあることを承認するものとします。

第5条(メールシステム)
1. 管理者が提供する懸賞・広告・その他の情報(以下「情報」という)を会員が指定するメールアドレスに配信するサービス(以下「本メールサービス」という)を利用する場合、会員は以下の各号も遵守、承認するものとします。
2. 本メールサービスは、本サービスの一部を構成するものとします。
3. 本メールサービスを利用する場合、会員は本会員約款を承認の上、管理者の指定する手順で利用を申し込み、当社に自己の携帯電話のメールアドレス等を登録するものとします。

第6条(属性情報)
1. 属性情報は管理者が管理するものとします。ただし、加盟店が募集した会員の属性情報については、当該会員を募集した加盟店と管理者がそれぞれ管理・利用するものとします。
2. 会員は希望する加盟店に管理者所定の書類の提出をすることにより自己の属性情報を、当該書類を提出した加盟店にも帰属させることができるものとします。
3. これらの情報管理者は、会員のプライバシー保護に十分注意を払って情報を管理します。但し、民事訴訟法・刑事訴訟法・その他の法令に基づき開示請求を受けたときはこれに従います。
4. 会員が自己の個人情報の開示・訂正・削除を求めたときは、管理者は合理的な期間・妥当な範囲内でこれに応じます。
5. 管理者は、会員より加盟店情報の送付・配信等の営業案内、その他属性情報の利用について中止の申し出があったときは、速やかにこれに応じます。
6. 管理者は、会員の入会申込書もしくは本メールサービス利用によりメールサービス等が管理者またはこれらが指定した業者に到着したときから、当該属性情報を管理するものとします。
7. 属性情報を管理者に提供する事は任意です。属性情報がない場合、サービスが受けられない事があります。

第7条(個人情報)
1. 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名・生年月日その他の記述、または個人別につけられた番号(会員ID)等の個人を識別できるものを「個人情報」といいます。個人情報は、属性情報の中でも特に重要と位置づけて取り扱うものとします。
2. 個人情報の利用目的は、以下に定めます。
(1)ポイントサービスの提供
(2)「ばんえい十勝」サポート推進会議からのメール・Eメール・ダイレクトメールによる情報提供
(3)加盟店からのメール・Eメール・ダイレクトメールによる情報提供
(4)当該会員を募集した事業主からのメール・ダイレクトメールによる情報提供
(5)その他、本約款に記載のサービス提供

第8条(取引情報)
1. 取引情報は管理者と、これらが認めた者が管理・利用できるものとします。取引情報の利用に際して、管理者は地域別・年代別・利用業種業態別・平均客単価別店舗利用歴等の条件で対象会員を絞り込みますが、特定の加盟店の利用履歴等を特定した情報による絞り込みはしません。なお、絞り込み方法等の利用方法については、法令等を遵守しプライバシーに配慮して、管理者が定めます。
2. 管理者は、加盟店の請求に応じて、管理者所定の方法により会員の取引情報を加工した情報を加盟店に提供できるものとします。但し、他加盟店の会員まで特定しうる形での取引情報の提供はしません。
3. 取引情報の管理業務については、第6条第6項を準用します。

第9条(ポイントの付与・使用および消滅)
1. 会員が本カードを定められたときに提示できなかった場合、ポイントの付与を受けることはできません。
2. 会員は、付与されたポイントを端末機の画面により確認するものとし、以後は付与ポイントに関するクレームを申し立てることはできません。
3. ポイントを付与するために使用する機器および通信等の異常その他、やむを得ない事情によりポイントの付与・使用ができない場合があることを会員は承認し、異議を申し立てません。
4. 加盟店等が発行するポイントに関するチケット等については、管理者はその一切の責任を負いません。当該チケット等の取り扱いに関しては、その発行店と会員の間で全て解決していただきます。
5. 会員は、蓄積したポイントを、管理者が別途定める条件で使用することができます。
6. 蓄積されたポイントは管理者が別途定める条件により消滅します。

第10条(情報提供)
1. 管理者は、会員の利便性の向上を図るため、属性情報・取引情報を利用して、加盟店の情報、管理者の情報および管理者の認めた者(第三者及び委託先)からの情報を、ダイレクトメール・メール・Eメール等を通じて会員に随時提供します。その認めた者とは個人情報保護に必要な契約を締結します。
2. 前項の加盟店および第三者からの情報の内容については、管理者は一切責任を負いません。
3. 会員は、管理者に登録したメールアドレス・住所に、本サービスによるメール・ダイレクトメールが管理者の任意で配信・配送されることを承諾します。また会員は、本サービスのメールを受信することにより会員に費用が発生する場合があることを予め承諾し、管理者に費用負担を求めない事を承諾します。また会員が情報の提供を受けるための機器使用料・通信料等は会員の負担とします。
4. 会員は、前項により受け取った情報を自己の責任で利用することができます。またその責を管理者は一切負いません。

第11条(カードの紛失・盗難・毀損)
会員が本カードを紛失・盗難又は毀損した場合は、管理者の別途定める条件で再発行を申し出ることができます。但し、本カードに記録されていたデータについては、管理者はその一切の責任を負いません。

第12条(届出事項の変更)
会員は、管理者に届け出た住所・氏名・年齢・生年月日・性別・電話番号等に変更があった場合、管理者の指定する方法により、速やかに管理者に届け出るものとします。なお、当該会員の属性情報の変更は、その会員の属性情報の帰属する全ての加盟店に対し手続きされるものとします。

第13条(退会)
1. 会員は、管理者に本カードを返却し管理者の指定する方法により管理者に届け出て、いつでも退会することができます。この場合、自己の属性情報を届け出た加盟店に対しても同様に届け出るものとします。
2. 会員が死亡した場合は当然に退会となり、本カードは無効となります。
3. 退会の場合、本カードに蓄積されていたポイントは無効となります。

第14条(強制退会)
会員が下記事項の一つにでも該当した場合には、管理者は本カードおよびポイントを無効とし当該会員を強制退会させることができます。この場合、会員は本カードを即時管理者のどちらかに返却し、管理者に損害ある時は当該損害を賠償するものとします。
(1)虚偽の申告または他人の情報の使用があった場合
(2)本システムの運営や加盟店の営業を妨害した場合
(3)約款等に違反した行為または不正もしくは違法な行為を行った場合
(4)前項の行為に加担した場合
(5)その他、管理者が会員として不適当と判断した場合

第15条(免責)
1. 管理者は、次の各号の他、管理者の責によらない事由により生じた会員または第三者の損害について、その一切の責を負いません。
(1)天災・地変・水害・風害ならびに不可抗力により生じた被害に関する損害
(2)加盟店・加盟店の従業員および加盟店の関係者の行為により生じた損害
(3)他の会員および会員の関係者の行為により生じた損害
(4)管理者の設置した設備に関する犯罪行為により生じた損害のうち、管理者の責に帰すことのできないものもしくは不可抗力によるもの
(5)加盟店が加盟店約款等に違背したことにより発生した損害
(6)管理者が、会員の死亡または属性情報の変更を、故意または重大な過失なく、認知しなかったことにより生じた損害
(7)システム障害等のため発生した損害
(8)カードの紛失・盗難・毀損および暗証番号の失念・漏洩による損害
(9)入会申込書が管理者に到着するまでの間の属性情報の漏洩等により生じた損害
2. 会員に提供されるサービスのうち、管理者以外の事業者から提供されるサービスに起因して生じた会員の損害について、管理者はその一切の責を負いません。

第16条(約款等の変更)
管理者は約款等を変更することができるものとし、事前にインターネット上の「ばんえい十勝」サポート推進会議の運営するサイトにおいて予告します。また、サービス内容に大幅な変更を加える内容の約款等の変更については、会員が約款等の変更後に本システムを利用した場合、当該会員が変更を承認したものとみなします。

第17条(本システムの終了)
やむを得ない事情により本システムの運用を終了する場合、「ばんえい十勝」サポート推進会議は6ヶ月前に前条と同様の手段により告知します。この場合、管理者は会員に対して告知内容以外のいかなる責任も負いません。

第18条(合意管轄裁判所)
約款等について紛争が生じた場合、有限会社グラスタイルの本店を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

以上

別記(本内容は平成18年1月1日現在のものであり、事前予告の上、適宜変更されるものとします。会員が変更後に本システムを利用した場合、変更を承認したものとみなします。)

1. 本カードの使用について
(1)暗証番号の変更は、下記で定める何れかの方法で行うものとします。
　カード発行時には"1111"の仮暗証番号が設定されております。
　第2条第3項により送付されたカードへの暗証番号の変更は、WEBにおいて管理者が許可した方法で行ってください。
　インターネット上の株式会社クラブネッツの運営するサイトにおいて告知する手段を通じて、暗証番号の変更を行ってください。
(2)蓄積できるポイントの限度
カード1枚に蓄積できるポイントの限度は、1,000,000ポイントです。
(3)ポイントの使用
蓄積したポイントは、2,000ポイント以上、2,000ポイント単位で使用できます。2ポイントにつき1円の割合で換算され、1,000円以上1,000円単位でキャッシュバックを受けることができます。中学生以下の会員のポイント使用は保護者同伴とします。加盟店以外でポイントを使用しキャッシュバックを受けることはできません。
(4)ポイントの消滅
理由の如何を問わず、加盟店でのポイントの付与もしくはポイントの使用が1年間なかったときは、本カードに蓄積されたポイントは自動的に消滅します。
(5)有効期間
本カードの有効期間は定めません。但し、1年以上ポイントの異動のないカードは無効となる場合があります。
(6)会費
無料
(7)カードの再発行
本カードを紛失・盗難・毀損および暗証番号の失念・漏洩による損害
(9)入会申込書が管理者に到着するまでの間の属性情報の漏洩等により生じた損害
2. 会員に提供されるサービスのうち、管理者以外の事業者から提供されるサービスに起因して生じた会員の損害について、管理者はその一切の責を負いません。
第16条(約款等の変更)
管理者は約款等を変更することができるものとし、事前にインターネット上の「ばんえい十勝」サポート推進会議の運営するサイトにおいて予告します。また、サービス内容に大幅な変更を加える内容の約款等の変更については、会員が約款等の変更後に本システムを利用した場合、当該会員が変更を承認したものとみなします。
第17条(本システムの終了)
やむを得ない事情により本システムの運用を終了する場合、「ばんえい十勝」サポート推進会議は6ヶ月前に前条と同様の手段により告知します。この場合、管理者は会員に対して告知内容以外のいかなる責任も負いません。
第18条(合意管轄裁判所)
約款等について紛争が生じた場合、有限会社グラスタイルの本店を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。